

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2021 年 4 月 1 日

京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉 1 番地
マクセル株式会社
代表取締役 取締役社長 中村 啓次

横浜市保土ケ谷区星川二丁目 4 番 1 号
古河電池株式会社
代表取締役社長 小野 眞一

マクセル株式会社（以下、「分割会社」といいます。）と、古河電池株式会社（以下、「承継会社」といいます。）は、2020 年 11 月 30 日付の吸収分割契約に基づき、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社が営む(i)積層式電極のラミネート型の液系リチウムイオン電池のセル、並びに同電池を搭載する電池パック及び同電池パックを使用するためのアタッチメント、梱包材の設計・開発、製造及び販売事業及び(ii)積層式電極のラミネート型の液系リチウムイオン電池の電池パックを使用するための充電器類の販売事業((i)及び(ii)を総称し、以下、「対象事業」といいます。)に関して分割会社が有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項は以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2021 年 4 月 1 日

2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、同法第 784 条の 2 の規定による手続は行っておりません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、同法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 12 月 14 日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、同法第 796 条の 2 の規定による手続は行っておりません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、同法第 797 条第 1 項の規定による請求権は発生いたしません。承継会社は、会社法第 797 条第 4 項の規定に基づき、2020 年 12 月 14 日付の電子公告において、株主に対し通知を行いました。会社法第 796 条第 3 項の反対通知をした株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 12 月 14 日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2021 年 4 月 1 日をもって、分割会社が対象事業に関して有する権利義務を承継いたしました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の概算額（分割会社における帳簿価額）はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の概算額：0 百万円

承継負債の概算額：-百万円

5. 本吸収分割の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

承継会社において、2021 年 4 月 14 日までに本吸収分割による変更登記の申請を行います。

6. 上記に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上